

2008年7月24日

ハートフォード生命、新生銀行で 新商品「アダージオ マイゴール」を発売

－ 目標設定型の変額個人年金保険を投入 －

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、目標設定型の変額個人年金保険の新商品「アダージオ マイゴール」を開発し、2008年8月6日（水）より、株式会社新生銀行（本社：東京都千代田区、代表執行役社長：ティエリー ポルテ）において販売開始します。

「アダージオ マイゴール」は、目標設定により運用成果を確保する機能と、一時払保険料相当額を最低保証する機能を同時に提供する変額個人年金保険です。本商品は契約時費用が不要で、一時払保険料全額をバランスファンドによる国際分散投資で運用し、リスクを分散しながら運用成果の目標達成を目指します。契約日から5年経過以降、資産残高が運用目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確定することができます。また、運用期間満了時に資産残高が基本保険金額を下回った場合でも、年金受取総額で一時払保険料相当額が最低保証されます。

変額個人年金保険「アダージオ マイゴール」の特徴

目標設定による運用成果の確定

- 基本保険金額の120%・130%・140%・150%から運用目標値を選択し、5年の運用期間経過後に資産残高が目標値に到達すれば、運用成果を自動的に確定し、年金受取又は一括受取が可能

安定的な資産の成長

- 株式40%（うち外国株式30%）と債券60%（うち外国債券35%）を組み入れたバランスファンドで運用

一時払保険料相当額の最低保証

- 10年の運用期間満了時に資産残高が基本保険金額を下回った場合、15年の最低保証付確定年金による年金受取総額で一時払保険料相当額を最低保証
- 運用期間中の死亡保険金については基本保険金額を最低保証

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年3月末現在、3.6兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

「アダージオ マイゴール」(変額個人年金保険Ⅱ型 2003・目標設定機能付最低保証年金特約 1015 型)
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金の一括受取をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、資産残高に対して年率 2.55%の割合で資産残高から毎日控除されます。
- 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.5195%程度（税抜 0.50%程度）の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して 1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- 解約手数料：契約日および増額日からその日を含めて 7 年未満の解約、一部解約をした場合にかかります。契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の 7%～1%の割合で解約日の資産残高または一部解約請求金額から控除されます。
- * 解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- ※ この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」となります。また、特定のお客さまには「解約手数料」がかかります。
- ご検討に際しては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり／約款」等をご確認ください。

以上

別紙： 変額個人年金保険「アダージオ マイゴール」の商品概要

別紙 変額個人年金保険「アダージオ マイゴール」の商品概要

正式名称	変額個人年金保険Ⅱ型 2003 目標設定機能付最低保証年金特約 1015 型							
被保険者の契約年齢	0 歳～満 80 歳							
保険料払込方法	一時払のみ							
基本保険金額 (払込保険料)	200 万円～3 億円 (1 円単位)							
特別勘定 (ファンド)	名称：世界アセットH8 SS							
	基本配分比率 日本株式： 10% 外国株式： 30% (為替ヘッジあり) 日本債券： 25% 外国債券： 35%							
告知事項	職業告知のみ							
目標値の設定	120%～150% (10%単位) の範囲で設定 ※目標値に到達する前であれば設定した目標値を変更することが可能 ※目標値を設定しないことも可能							
運用期間	10 年 ※契約日からその日を含めて 8 日目 (8 日目が営業日でない場合は翌営業日) の翌日以後、ファンドによる運用が開始 ※被保険者が 90 歳で迎える契約応当日の前日までの範囲で延長することも可能							
年金受取方法	【目標値に到達した場合】 確定年金 (10 年)	【目標値に到達しなかった場合】 最低保証付確定年金 (15 年)						
	以下の受取方法から選択することも可能 ●確定年金●保証期間付終身年金●保証期間付夫婦年金●一括受取 ※特約による年金受取総額の最低保証はなくなります。							
付加される特約	後継年金受取人指定特約							
増額	100 万円以上 (1 円単位) ※契約日からその日を含めて 8 日目 (8 日目が営業日でない場合は翌営業日) の翌日以後、1 年後の契約応当日の前日まで取扱							
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内 (消印有効) であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことが可能							
ファンドによる運用中の費用	保険関係費用： 資産残高に対して年率 2.55% 運用関係費用： 信託財産に対して年率 0.5195%程度 (税抜年率 0.50%程度)							
年金支払期間中の費用	年金管理費： 年金額の 1% (年金支払時に控除)							
解約手数料								
経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年 以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する変額個人年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご理解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2007 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。